

平成28年第7回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年11月22日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	11月22日 10時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	11月22日 11時29分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 知念 一史 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	教 育 長	宮 里 徳 成 君
	総務課長	内 間 常 喜 君	政策調整室長	宮 城 弘 和 君
	建設課長	金 城 和 廣 君	教育行政課長	東 江 民 雄 君
	農林水産課長	知 念 吉 久 君	会計管理者	宮 里 政 喜 君
	農林水産課参事	宮 里 正 邦 君	公営企業課長	西 江 正 君
	福祉課長	亀 里 裕 治 君	商工観光課長	万 寿 祥 久 君
	住民課長	西 江 忍 君	医療保健課長	大 城 強 君
	農業委員会事務局長	島 袋 英 樹 君	総務課長補佐	山 城 直 也 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成28年第7回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年11月22日（火）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（6番 仲宗根清夫議員・7番 渡久地政雄議員）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	議案第75号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第76号	伊江村B&G海洋センターマイクロバス購入の契約について
第7	議案第77号	ミースィ公園整備工事の請負契約について
第8	議案第78号	伊江歯科医院備品購入の契約について
第9	議案第70号	平成28年度伊江村一般会計補正予算（第3号）
第10	議案第71号	平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）
第11	議案第72号	平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第12	議案第73号	平成28年度伊江村水道事業会計補正予算（第3号）
第13	議案第74号	平成28年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）
第14		閉会中の議員派遣について

○ 議長 島袋 義範 君

ただいまから、平成28年第7回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 仲宗根清夫議員、7番 渡久地政雄議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配付しました写しのおとり提出されています。

次に私の主な出張について報告します。

9月10日、北部市町村圏事務組合定例会が名護市の北部会館で開催され出席いたしました。

9月28日、第39回北部地区畜産共進会が今帰仁村家畜セリ市場で開催され、公営企業委員の皆さんとともに、畜主を激励してきました。

9月29日、北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇親会が、名護市の名桜大学で開催され出席いたしました。

10月8日、第32回やんばる産業祭りが名護市の21世紀の森屋内運動場前特設ステージで開催され、オープニングセレモニーへ出席いたしました。

10月11日、県町村議会議長会決算監査が那覇市の自治会館で開催され出席いたしました。

10月12日、AV-8Bハリアー機墜落事故に伴う抗議・要請を村長と共に、沖縄防衛局へ要請してまいりました。

10月12日、県町村議会議長会理事会・総会が那覇市の自治会館で開催され出席いたしました。

10月13日、沖縄県町村議員研修会・事務局研修会が糸満市のサムシング・フォー西崎で開催され、全議員で出席いたしました。

10月14日、沖縄県離島議会議長会臨時総会が那覇市の自治会館で開催され出席いたしました。私の会長任期が満了となりまして、今回、久米島町の幸地議長が新しく会長に就任いたしました。

10月26日から30日の間、那覇市で開催されました第6回世界のウチナーンチュ大会の各種行事に出席いたしました。

11月4日、第42回沖縄県畜産共進会が糸満市の南部家畜セリ市場で開催され公営企業の皆さんと、畜主を激励してきました。

同じく11月4日、北部広域市町村圏事務組合が開催した、地域基幹病院構築に向けた住民勉強会が名護市の出雲殿で開催され出席いたしました。

11月7日～10日まで、第35回離島市町村議会議長全国大会及び第60回町村議会議長全国大会が、東京で開催され出席いたしました。

特に今回、町村議会議長全国大会では地方創生の実現を目指し、17案件の要望が決議され、今大会から初めて基地の負担軽減に向けた対応及び特別の財政措置についての件が追加され、議決されました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

平成28年第7回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員の出席を賜り、感謝を申し上げます。
それでは行政報告を行います。

1点目、LCU汎用揚陸艇の伊江港使用にかかる経緯について、御報告を申し上げます。10月21日に、現地のミクビー分遣隊長が役場を訪ね、10月31日及び11月1日の18時30分にLCUの伊江港使用についての説明を受けたわけであり、その場で去った1月27日のLCUの入港時に村営フェリーの運航が遅滞し、村民生活に大きな支障を来したことは、記憶に新しいところであり、今回のLCUの伊江港使用の回避を求めましたが、分遣隊長が村の意向を上層部に伝えるということで終わっております。それを受け、翌週から県外出張の予定があることから、同日の午後に沖縄防衛局に高木防衛局次長にLCUの伊江港使用の自粛を防衛局としても米軍に申し入れるよう、要請を行ったところであり、沖縄防衛局も同日に米軍に対してLCUの伊江港使用を控えるよう、強く求めております。27日には、沖縄県に対してもLCUの伊江港使用の自粛を国、米軍に申し入れていただくよう要請を行いました。28日に海兵隊G3、G5のマイケル・テラー大佐に対しまして、LCUの伊江港使用の回避を求めましたが、総合訓練の一環で伊江港を使用することでありましたので、遺憾の意を示すとともに、村民生活に影響がないよう万全の安全対策を講じるよう、強く申し入れております。

通告のとおり10月31日に、LCUが18時55分に伊江港に着岸と、装甲車4台、ジープ型車両5台を降ろし、トラブルもなく19時45分に離岸し、翌11月1日については、海上しけのため、LCUの伊江港使用はなく11月1日、2日両日で訓練車両等は村営フェリーで撤収をしております。これまでも沖縄県軍用地転用促進基地関連問題協議会と連携をいたしまして、民間船舶の円滑かつ安全な運行を確保するため、米軍艦船の緊急時事態の民間港湾の使用自粛を要請したところであり、今後ともその考え方のもと、適切に対処をしていきたいと考えております。

次2点目、JA伊江支店の火入れ式について、御報告を申し上げます。今期製糖操業に向けて21日、製糖工場で行われております。今季の原料見込み高は6,200トンでありまして、それに伴い製糖工場の稼働期間が今年の12月12日から、来年の平成29年3月28日までの予定で、年内操業の予定でございます。

3点目、県の畜産共進会について、御報告をいたします。11月4日に南部の家畜セリ市場で開催をされました第42回沖縄県畜産共進会では、各部門を合わせて沖縄県内から41頭の優良牛が出品、審査をされる中、若雌1類部門において出品をされました、本村の照喜名清治氏のちはる号が優秀一席をはじめとして、北部代表として、本村の出品しました6頭が各部門において、優秀な成績をおさめました。おかげさまで団体部門において4年ぶりの25回目となる総合優勝をおさめております。これも日ごろから生産者の徹底した飼養管理技術の賜物であり、今後とも本村のさらなる畜産振興へ発展するものと期待をしているところであります。これを受けまして次年度、宮城県において行われます第11回全国和牛能力共進会に向けて、沖縄県代表牛として、本村からも代表牛を飼養できるよう、関係者とともに取り組んでいきたいと思っております。なお、成績表につきましては、皆様にお手元にお配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

4点目、葉たばこ収量報告会についてでございます。平成28年産の葉たばこの買い入れが10月5日から21日まで、伊江葉たばこ取扱所で行われております。今回、生産農家48戸で作付面積が213ヘクタール、全体生産量は437.6トン、全体販売金額は8億1,537万円となっております。今期は生産量においては昨年よりも増加したものの、長雨などによる影響により、品質に影響が出ておまして、販売金額は昨年より若干、減

額となっております。

5点目、ディスカバー農山漁村の宝選定受賞について、報告をいたします。強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村の実現に向けて、地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国に発信するディスカバー農山漁村の宝に、沖縄県内から有限会社TAMAレンタ企画が選定をされております。今回の受賞は民泊の取り組みや、小麦を使った商品開発で雇用を生み出すなど、村の活性化に寄与したことが評価をされております。全国769地区の応募の中から30地区が選定されておりまして、誠に喜ばしい限りだと思っております。なお、12月2日に首相官邸において選定賞授与式及び交流会が開催される予定でございます。

6点目、行政相談員の総務大臣表彰について、御報告を申し上げます。長年伊江村行政相談員として活躍をされております東江前区の内間幸男さんが総務大臣表彰を受賞され、10月14日に沖縄県行政評価事務所の高江洲所長とともに村に報告を行っております。内間幸男さんは、12年余伊江村行政相談員として毎月2回村福祉センターにおいて、相談所を開設し、村民の身近な相談相手として、積極的に活動を行っており、行政等への苦情解決に御尽力をいただいているところでございます。このたびの受賞に心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますの御尽力、御協力をお願い申し上げます。

7点目、記録誌の寄贈について、御報告をさせていただきます。議員各位には既にお配りをされていると思いますが、沖縄伊江島米軍LC T爆発事故と題し、本村の東江上出身の島袋和幸氏編集の記録誌100冊が村に贈呈がありました。体験者の記憶を確認した貴重な記録誌でございますので、今回の寄贈に改めてお礼を申し上げますとともに、報告とさせていただきます。

8点目、児童生徒の活躍状況についてでございます。学習、文化、スポーツの各方面における児童生徒の活躍状況は、資料として議員各位に配付をしておりますので、後ほどごらんいただきまして、子どもたちを激励いただければと思います。

9点目、建設事業執行状況の報告についてでございます。先の定例会後の建設事業の執行状況は、お手元に配付した資料のとおりでございます。33件の事業を執行しておりますので、報告をさせていただきます。

最後に10点目、副村長、私の県外出張報告について、御報告を申し上げます。10月20日から21日にかけて、東京都で行われました全国港づくり大会に副村長を私の代理で出席をさせました。

10月23日から26日にかけて、石川県金沢市で開催をされました第39回全国土地改良大会に私が参加をいたしました。

そして11月15日から18日にかけて、全国町村大会に私が出席をいたしております。その後、翌日の19日には、東京都の新宿区で公演をされております、本村のニーバンガズィマールを題材とした演劇「木の上の軍隊」を公演を鑑賞し、出演者を激励してまいりました。

翌20日には、儀間良和、大城貞吉氏琉球古典音楽研究所の合同公演、「伊江島に思いを寄せて 仲村柄マカドを偲ぶ」という公演を鑑賞をさせていただきました。大いに感動、感銘を受けた公演でございました。その後の交流会においても、多くの関東伊江島城会の会員、そして出演された皆さんと交流をして、伊江島の絆を強めて帰って、昨日帰任をさせていただきました。

以上、長くなりましたが、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻10時15分)

再開します。

(再開時刻10時17分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

申しわけありません。こちらの手違いで、行政報告を訂正させていただきたいと思います。

私の8番目の行政報告、児童生徒の活躍状況につきましては、先ほど報告したことにつきましては、削除させていただきたいと思います。まことに申しわけありませんでした。

○ 議長 島袋義範君

日程第5. 議案第75号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第75号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明を申し上げます。

はじめに、提案理由といたしましては、国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告に基づき、本村の条例の一部を改正する必要がある、今回この条例案を提出しているところでございます。今回の改正の手法におきましても、従前どおり、今回も2段ロケット方式を活用させていただいております。詳細につきましては、内間常喜総務課長から、御説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

改正内容について、御説明申し上げます。

議員の皆様には、3つの資料がお配りされていると思います。まずは議案第75号です、条例の制定についてという改正文、そして新旧対照表、そしてA4の横、資料と書かれた1枚紙があると理解しております、ありますでしょうか。紐で綴られていると思いますが、はずしたほうが見やすいかと思っております。説明の中では、新旧対照表をごらんになったほうが理解が深まるかというふうに考えております。御準備のほうをよろしくお願いをいたします。

まずは最初に、資料と書かれたA4の1枚紙の横書きの右上に資料と記載されておりますが、これの四角い枠ですね。枠内にあるポイントについて、御説明をいたします。

まず今回の改正のポイントでございますが、1点目に、月例給の公民格差0.27%を解消するための引き上げ。2点目に、期末勤勉手当、いわゆるボーナスでございますが、民間の支給状況を踏まえ、勤勉手当に0.1月分引き上げるといふものでございます。さらに3点目、配偶者に係る扶養手当の手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げるといふのが主なポイントとなっております。

さらにこの資料の真ん中、その下ですね。時系列で各ポイントごとの施行及び適用日を矢印において表示してございます。

それでは改正文と新旧対照表の2つで説明いたしますので、新旧対照表のほうが比較の見やすいかと思っております。議案は1枚めくっていただきまして、1ページの改正文をごらんください。新旧対照表では1/25ページからごらんください。第1条 伊江村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというところで、第21条第2項中「12月に支給する場合においては、100分の80」を「12月に支給する場合においては、100分の90」に改めます。また、別表第1（第4条関係）及び別表第2（第4条関係）を別紙のように改めるものでございます。

第2条については、先ほどの資料のイメージ図の右下をごらんください。その右下のほうに、改正後の扶養手当額と書かれております。この部分を2条では規定してございます。第2条伊江村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというところで、第11条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号中

「の」を「心身」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫。

第11条第3項を次のように改める。3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については、1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

第12条第1項中「、又は」を「又は」に、「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に該当する」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる」に、「たる」を「としての」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては、」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に、「たる」を「としての」に改め、同項ただし書き中「前項」を「同項」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)」及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第21条第2項中「6月に支給する場合においては、100分の80、12月に支給する場合においては、100分の90」を「6月に支給する場合においては、100分の85、12月に支給する場合においては、100分の85」に改める。

これらにつきましては、1条で改正した0.1月分の引き上げ分を、6月と12月に0.05月分ずつ振り分けて、支給割合を均一化するという条例の改正になっております。改正分では2ページ目をお開きください。

附則におきましては、第1条で(施行期日等)を規定しております。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。とするものでございます。

2項では、第1条の規定(伊江村職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。というものです。つまり遡及するということです。

(給与の内払)第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年伊江村条例第25号。以下「平成26年改正条例」という。))附則第5条第1項から第

3項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第5条第1項から第3項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。というもので、これは給与表の改定による遡及適用に伴う既に支給を受けた給与については、内払とみなすという規定であります。

扶養手当に関する特例については、A4一枚紙の資料、右下の扶養手当の表が3段階に分かれおりましたが、その中央を平成29年4月1日の部分がございますが、いわゆる特例措置を説明しております。かいつまんで説明申し上げますと、配偶者に係る手当の減額、子に係る手当の引き上げを行うに当たり、段階的な経過措置を平成29年度中は行いますよというものでございます。

(規則への委任)第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

以上、説明を申し上げ、議員の御質疑にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第75号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第76号 伊江村B&G海洋センターマイクロバス購入の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第76号 伊江村B&G海洋センターマイクロバス購入の契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約金額 696万6,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額51万6,000円)。

契約の相手方、沖縄県名護市宇伊差川23番地の1、沖縄ふそう自動車株式会社、代表取締役 與那覇明と契約をする予定でございます。今回のマイクロバスにつきましては、29人乗り1台を購入する契約内容となっております。

以上で提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

今回の入札なんですけれども、伊江村の1回目の辞退と、この入札自体が地元でなくて、何か出来レース

じゃないかと感じるんですが、これはもう再入札させたほうがいいんじゃないですか。こんなでたらめな、伊江村が1回目から辞退するというのは、何かおかしいんじゃないですか。もっと地元の人を入れてやらないと、伊江村の自動車会社全部潰れますよ。もうちょっとしっかり、村として考えてもらえませんか。今これ絶対、反対します。こんなばかな入札はないですよ。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

今回、入札を発注しましたところ、この見積もりの中で新しい中でこの工期が3カ月の工期にどうしても間に合わないということで、その3社が辞退したということでございます。

○ 議長 島袋義範君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

向こうはもうつくっていたということでしょう。簡単に言えば「もう、間に合わないんじゃないか」という、辞退で入札参加する。参加出すもっと前からわかるはずだ。こんなのは。こんないい加減な話で、通ると思うんですか。3カ月の工期だともっと先に出すべきじゃないの。地元ができないようなやり方をやって、さも入札したみたいにして、こんなばかな入札はどこにもないですよ。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

ただいまの出来レースじゃないかということでございますが、そうしたことは一切ございません。実際、この見積もりをとった中で、工期のところがございましたが、補助事業の中で申請する中で、やはりこの10月に交付決定がおりたということで、このような結果となっております。

○ 議長 島袋義範君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

交付決定を得るのも、大体なれていらっしゃるのに、何で交付決定がおりて向こうだけが入札できるんですか。もう最初からできているのと一緒にですよ。こんないい加減な村が村政をやっていたら大変ですよ。もう地元全部、産業を潰すつもりですか。これだけではないですよ。おかしい行政ですよ。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

ただいまの御質疑ですが、先ほども申し上げましたとおり、そういった中で正式な入札を行っているものだと思っていますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

まず村内の業者がそういう理由で辞退ということに対しましては、議員のおっしゃるとおりだと思っております。私たちも、もっと早目に入札の準備をして、村内の業者もちゃんと入札できるような事務を執行できなかつたのかという部分は、お互い大いに反省すべきだと思っております。今後も議員がおっしゃるとおり、村内に今回の事案だけではなくて、ほかの入札につきましても、地元でいろいろと業者の皆さんが適切

に入札をして受注できるような、そういう業務、入札の業務の執行について、今後また共通認識を持って取り組んでいきたいと思っております。そういうことで車の購入につきましては、事業の絡みはありますが、この発注の時期がおくれたということが、今回の村内業者の入札の辞退ということであれば、大いに私たちも反省をしていかないといけないと今、思っております。

○ 議長 島袋義範君

6番仲宗根清夫議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清 夫 議員

今までの入札ですよ。村が下にメーカーがつくべきなのを、上に書いたらどこもとれないので、その辺なんです。メーカーがトップでもう一回通したらできないですよ。普通は村がとって、下にメーカーがつく。今のふそうなんかがつくべきなんです。だから入札自体がちょっとおかしいですよ。だからその辺を考えてもらえばということです。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

今回のこの入札の指名の業者につきましては、メーカーの指名についてはまた、十分に承知をしておりますが、仲宗根議員がおっしゃる部分も一部道理があると思っております。メーカーが入るということは、値段的に割安で要するに受注をして販売できるという部分は、よくあることでありますので、今後先ほども申し上げましたが、事業の工期の問題、あるいは指名業者の部分につきましては、今後大きな課題と捉えて、今後のこの車の購入等の入札については、万全を期していきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第76号 伊江村B&G海洋センターマイクロバス購入の契約についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号 伊江村B&G海洋センターマイクロバス購入の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号 ミースィ公園整備工事の請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第77号 ミースィ公園整備工事の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約金額 7,614万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額564万円）。

契約の相手方、伊江村字西江前151番地の2、有限会社 丸山組、代表取締役 山城良幸と契約をしたいと思いますと考えております。

本整備工事は、沖縄振興特別推進交付金をもって事業を実施するものでございます。主な工事につきましては現在のミースィ公園に設置をされている遊具が経年劣化に伴いまして、既存のそり、すべり場及びコンクリート製の遊具と砂場をとり起こして、芝張りそして新たに対象年齢が6歳以上の児童用の遊具を設置する工事となっております。工期につきましては、平成28年11月24日から平成29年3月13日までの110日間を予定しているところでございます。

御審議のほう、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

資料の平面図を見て質疑をさせていただきます。ゲートボール場が1面減って、その場所にバスケットコートを計画しておりますが、今現在、そのゲートボール場西江前区の老人クラブが使用していると思えます。その辺、協議をして1面減るといふ報告を受けて、承諾を受けているのか。それと中央の張り芝工のところは平面的なものがわからないんですが、今現在コンクリートでの車道、斜面になっているんですが、そのコンクリートをはいで、そのまま斜面は残るといふ考えでよろしいのか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

まず1点目のゲートボール場のほうに、図面でバスケットコートが引かれている点でございまして、この点につきましては、西江前区並びに西江前区の老人クラブのほうと調整をいたしまして、現在、下のほうにあります一面のほうでゲートボールの活動をするということで、使用しないという旨の御報告をいただいておりまして、調整をさせていただいております。

2点目のすべり場の斜面につきましては、コンクリートのほうですべり場ということになっておりますが、これを撤去をしてそのままの斜面を利用して芝張りをする計画となっております。

○ 議長 島袋 義範 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第77号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第77号 ミースィ公園整備工事の請負契約についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第77号 ミースィ公園整備工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号 伊江歯科医院備品購入の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第78号 伊江歯科医院備品購入の契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約金額 2,095万2,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額155万2,000円）。

契約の相手方、豊見城市字豊崎1丁目1166番地、有限会社アクセス・オー、代表取締役 大嶺政弘と契約をしていきたいと考えております。なお今回の購入備品は歯科用チェア・ユニット3台、歯科用X線デジタルシステム装置1式となっております。

以上で提案理由とさせていただきます、御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。御審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第78号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第78号 伊江歯科医院備品購入の契約についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第78号 伊江歯科医院備品購入の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第70号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第70号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思ひます。

なお、詳細にわたりましては、各担当課長から御説明をさせたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

それでは事項別明細書をもとに御説明申し上げます。

歳出1ページをお開きください。歳出の説明に入ります前に、各款の共通事項といたしまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、先ほど議決いただきました人事院勧告等に伴う給与に関する条例等の一部改正によるものであり、人事異動等も考慮した各課における現職員数で積算した人件費を計上してございます。緊急を要する予算補正や、特に説明を必要とするもの以外は、説明を省略させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず1ページの議会費につきましては、細節11. 議員期末手当につきまして、昨年の当初予算並みの計上となっております。昨年の改正額に見合った額にするための予算補正でございますので、御了承ください。

歳出の2ページをお開きください。4目財産管理費の積立金4,645万9,000円の減額につきましては、本補正予算の財源調整によるものでございます。5目企画費と、3ページ、2項1目税務総務費、4ページ3項

戸籍住民基本台帳費については、人件費ですので、割愛いたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳出5ページをお願いいたします。3款1項4目国民健康保険会計繰出金208万4,000円の減額は、先ほど総務課長からありましたとおり、今回の人事異動及び給与改定によります国民健康保険特別会計に繰り出す職員給与等の減額でございます。

6目介護保険費、ページを開けまして歳出6ページ、3款2項児童福祉費、歳出7ページ、4款1項保健衛生費、歳出8ページ、4款2項清掃費、歳出9ページの6款1項1目農業委員会費までは、今回の給与改定及び人事異動によります職員給与等の増減補正となっておりますので、説明を省略させていただきます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳出9ページの6款農林水産業費、1項農業費で人件費以外の補正がありますので、説明をしたいと思えます。2目農業総務費の9節旅費ですが、事業説明会、事業事務調整、研修会などの旅費において、不足が見込まれますので、増額をお願いいたします。4目の複合作物振興費の旅費についても、増額でございますが、東京で開催される農林水産祭「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」授賞式などの旅費補正でございます。明日23日に東京明治神宮で、農林水産祭が開催されます。今回は、東江前区の友寄翔平さんが、2月の「花と食のフェスティバル」において、花卉部門で農林水産大臣賞を受賞し参加いたします。受賞者の旅費は、県から支給がありますが、引率、担当1名分の補正と、また村長の行政報告にありました「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の授賞式が、12月2日首相官邸で開催されます。受賞者玉城社長御夫妻と、職員1名分の、計3名分の旅費として、補正をいたします。そのうち2名分の旅費については、受賞者2名分の旅費については、後日国から村へ入っていきますので、受け入れ充当したいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課参事 宮里正邦君。

○ 農林水産課参事 宮里正邦君

7目農地費、19節負担金補助金及び交付金258万2,000円の補正となっております。これは伊江土地改良区が10月17日付で設立認可を受けておりまして、これに伴い総代第1区20名、第2区20名、合計40名の総代を選出することになっておりまして、それに伴って土地改良区で先に伊江土地改良区総代選挙執行特別会計を設けておりまして、それに充てるための補助金となっております。きょう、席のほうに資料をお配りしておりますが、その裏のほうに根拠法令、土地改良法施行令32条に基づきまして、予算を計上しております。この計上額につきましては、村の選挙管理委員会から前もって見積もりをいただきまして、それに基づく積算となっております。

次に10目堆肥センター運営費、以降農林水産業費につきましては、すべて人件費となっておりますので、説明を割愛させていただきます。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

歳出12ページをお開き願います。7款商工費1項商工費2,534万2,000円の増額補正となっております。1目商工総務費につきましては、割愛させていただきます。2目商工振興費2,520万円の増額補正でございます。

すが、細節1350. ミースィ公園整備事業におきまして、沖縄振興特別推進交付金を活用しまして、追加工事を実施するための増額補正を計上させていただいております。

先ほど、議案第77号で可決をいただきました工事に加えまして、今回新たに追加工事といたしまして、ミースィ公園東側にごぞいます駐車場の拡張工事及びゲートボール場一面にバスケットボールコートを整備する内容となっております。13節委託料につきましては、追加に伴う工事管理業務の増額補正、15節工事請負費につきましては、追加工事費に係る工事費の増額となっております。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出13ページ、14ページは割愛いたしまして、15ページをお開きください。消防費でございます。9款1項1目非常備消防費で30万円の増額補正につきましては、12節役務費、102. 救急患者搬送船運営事業基金充当分として、急患搬送船「みらい」の搬送人員増加に伴う保険料の増額として30万円を計上するものでございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

歳出16ページをお願いいたします。10款教育費でございますが、16ページから19ページまでの職員手当等と給料につきましては、先ほど総務課長の説明のとおり割愛いたしたいと思っております。

それでは17ページをお願いいたします。3項2目教育振興費、19節の負担金補助金及び交付金、細節101. につきまして、伊江中大会派遣費助成事業といたしまして296万8,000円の増額でございます。その内訳といたしまして、陸上、相撲部の県九州全国大会への派遣費で172万円、その他運動部、バスケット部、テニス部、空手部、バレー部の大会がございまして、その大会で61万4,000円、文化系の部活といたしまして、吹奏楽部が12月に与論町で開かれます音楽交流祭に交流祭りに13万5,000円、そして中学校の音楽発表会、今回全校生徒を参加するために10万円の補正増でございます。

そして今回、初めて参加いたしましたアイデアロボットコンテストでは、県大会におきまして、優秀な成績をおさめました。そこで九州大会の派遣が決まった4名に対しまして、39万9,000円の派遣費を計上してございます。

次19ページをお願いいたします。6項1目保健体育総務費、19節負担金補助金及び交付金の細節101. スポ少大会派遣費助成事業でございます。サッカー団の11歳以下の北部選抜に伊江村から3名が代表で選ばれて、九州大会に派遣されております。3名分の旅費が37万6,000円、そして相撲団では、九州大会に10名、そして全国大会に1人派遣されまして、62万5,000円の増額。陸上団につきましては、全国大会に1人、13万円を計上して派遣しています。

以上で、平成28年度伊江村一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳出、款ごとに質疑を許します。

1款、議会費。〔「進行」の声あり〕

2款、総務費。2ページから4ページまで。〔「進行」の声あり〕

3款、民生費。5ページから6ページ。〔「進行」の声あり〕

4款、衛生費。7ページ、8ページ。〔「進行」の声あり〕

6款、農林水産業費。9ページから11ページまで。〔「進行」の声あり〕

7款、商工費。12ページ。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城 善彦 議員

先ほどのミースィ公園の整備工事の請負のところ、聞くのを忘れましたので、お聞かせください。12ページのミースィ公園整備事業と関連します、今回整備がこれはバスケットコートと芝工、それと遊具等、東側の駐車場とそれぞれありますが、それぞれの金額を教えてください。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

山城議員のそれぞれの工事金額についてでございますが、先ほど契約議決、可決いただきました工事として、7,614万円ですね。こちらの部分につきましては、こちらの図面、お手元に配付してあります資料の図面のほうで御説明させていただきますが、中心の色塗りされた部分、今そり、すべり場がある部分と、今砂場とコンクリート製の遊具がある部分、このちょっと色塗りされたクリーム色の部分の芝張りの工事及び中央に、後ろのほうにもう1枚の資料として、コンビネーション遊具がございますが、この設置工事が今回契約議決をいただいた工事の内容となっております。

その他、今回先ほどの補正で追加工事の御説明、補正予算を計上させていただいておりますものが1番、ゲートボール場の面整備、工事と。駐車場につきましては、既存のこの図面でいう上の部分につきましては、上から塗装する工事で、その下側に新たに8台分の駐車スペース、工事をする内容になっておりまして、こちらにつきましては、これから業者選定入札を行って、金額が決定するというようになっておりまして、先ほどの補正予算額の範囲内で工事を実施するという内訳でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

8款、土木費。13ページから14ページ。〔「進行」の声あり〕

9款消防費。15ページ。〔「進行」の声あり〕

10款教育費。16ページから19ページ。

歳出一括して質疑を許します。

休憩します。

(休憩時刻11時05分)

再開します。

(再開時刻11時10分)

ほかに質疑ありませんか。5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間 広樹 議員

農林水産業費に関連して、質疑させていただきますけれども、入札執行状況報告書の資料が届いて提示されているんですけども、その3番目、素飼料収穫機購入業務、内容を見ますとトラクターとか、ロールベアダーとかという購入なんですけれども、これは備品購入に当たらないのか。ということと。

それとこれは購入された後に、管理はどのようにされるのか。お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻11時10分)

再開します。

(再開時刻11時10分)

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

ただいまのこの入札につきましては、このエム・エス・ケー農業機械株式会社が取得しておりますが、事

業としては、畜産農家3名で組織している組合が取得する事業でございます、その備品の購入ということで行っております。村独自の事業ではございません。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

入札執行状況報告書に掲載をしまして、金額的には700万円以上は、村の条例ではこれは当然該当しますが、先ほど説明があったとおり、間接補助でトンネルで事業主体は、先ほどあった3名の皆さんの組合が執行しておりますので、この村の入札執行状況報告書には掲載はしなくてもいい事業なんです、村の補助金で流して、組合で事業を執行したという部分で載せているということで理解をしていただきたい。村の事業ではありません。間接補助ですから、結局はこの畜産農家の皆さんの3名が設備した任意の組合から、組合が直接的にはこれを執行して、その2,214万円でトラクター、ローラダラー、ブロードキャスターのこの各農業機械を購入する事業で、とりあえず村の予算を通して、予算を計上をして事業を執行していくという予算の流れになっていって、入札執行状況報告書に載せてはありますが、村の事業ではありませんので、事業主体ではありませんので、内間議員がおっしゃっているこのお互いの契約、議決の条例の対象外ということで理解をしていただきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻11時14分)

再開します。

(再開時刻11時16分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第70号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第70号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第70号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第70号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第71号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第71号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細につきましては、事項別明細書をもって医療保健課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強 君

御説明申し上げます。

3枚目の歳出1ページをお願いします。1款1項1目診療所事務費、2目透析センター事務費の2節、3節、4節につきましては、それぞれ今回の給与改正及び実績見込みによる計上でございます。1目、2目の13節医療用廃棄物処理委託料20万円と70万円の増額につきましては、実績見込みによる計上でございます。

次ページ、お願いいたします。3款予備費、1,142万円の減額につきましては、歳出組み替えによる相殺した補正額でございます。

以上で、御説明といたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳出、一括して質疑を許します。1ページ、2ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第71号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第72号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第72号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,369万3,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

内容につきましては、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。8款1項1目一般会計繰入金208万4,000円の減額でございます。内容といたしましては、今回の給与改定及び人事異動によります職員給与等の繰入金を減額してございます。

ページ開けまして、歳出1ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費208万4,000円は、2節給料から、19節負担金補助金及び交付金まで、今回も同じく人事異動及び給与改定によります職員給与等を減額してございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、歳出一括して質疑を許します。歳入1ページ、歳出1ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第72号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第73号 平成28年度伊江村水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第73号 平成28年度伊江村水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

第2条 予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をしたいと思えます。21款の水道事業費用、既決予定額2億1,151万1,000円、補正予定額がゼロ、計2億1,151万1,000円であります。

今回の補正の内容といたしましては、今回の給与改定に伴う営業費用の2目の配・給水費で10万5,000円、3目の総係費で13万2,000円の増額分を予備費をもって充当する補正内容となっております。

第3条で、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正をしたいと思えます。1項1号職員給与費、既決予定額を1,713万円に、23万7,000円の補正をいたしまして、計1,736万7,000円と定めたいと思えます。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

収益的収入及び支出、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第73号 平成28年度伊江村水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号 平成28年度伊江村水道事業会計補正予算（第3号）は、原

案のとおり可決されました。

日程第13 議案第74号 平成28年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第74号 平成28年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

第2条 予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をしたいと思っております。今回は、収益的支出のみの補正内容となっております。1項営業費用19万5,000円の今回の給与改定に伴う人件費増を、4項の予備費をもって充用する補正内容となっております。

第3条 予算第5条に定めた経費を次のとおり補正をしたいと思っております。（1）職員給与費、既決予定額が2億1,232万9,000円に19万5,000円を補正をいたしまして、2億1,252万4,000円に定めたいと思っております。

以上で提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

収益的支出、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第74号 平成28年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号 平成28年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第7回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻11時29分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員（6番） 仲宗根 清 夫

署名議員（7番） 渡久地 政 雄